

社会資本整備審議会建築分科会（第13回）

日 時：平成17年7月4日（月）

13時30分～14時40分

場 所：国土交通省 11階 特別会議室

【事務局】 ただいまから社会資本整備審議会第13回建築分科会を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧でございますように、資料1から4、資料5-1、5-2、資料6、資料7-1から7まで、参考資料といたしまして、参考資料1、2-1と2-2でございます。

以上の資料をお配りしております。欠落等がございましたら、事務局までお申し出ください。

本日ご出席の委員の皆様方は10名でございます。建築分科会委員及び臨時委員総数21名の3分の1以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございます。

これより議事に入るわけでございますが、現在、分科会長が決定しておりませんので、皆様方のお許しをいただきまして、分科会長が決定いたしますまでの間、私が議事運営に当たらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは議事次第に従いまして、建築分科会長の互選をお願いいたします。

社会資本整備審議会令第6条第3項によりますと、分科会長は委員の互選により選任することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。どなたかご推薦をお願いいたします。

【委員】 学識、経験ともに豊富で、現在、建築学会の会長さんで、なおかつ、建築分科会の、いままで分科会長代理をお務めになった〇〇先生を会長にしてはどうかと思いますので、ご推薦申し上げます。

【事務局】 ただいま〇〇委員より、〇〇委員をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【事務局】 異議なしということでございます。

皆様ご異議がないようでございますので、〇〇委員に分科会長をお願いいたしたいと存じます。

〇〇委員、分科会長席にお移り願います。

(〇〇委員、分科会長席へ移動)

【事務局】 それでは〇〇分科会長にごあいさつをお願いいたします。

【委員】 ご指名いただきました〇〇でございます。大役でございますが、ご指名によりまして分科会長を務めさせていただきたいと思っております。委員の皆様方のご協力をお願いする次第でございます。

私、最近はクールビズを励行しているんですが、きょうは、天気予報では5月の気温だということで通常のネクタイをしてまいりました。

皆様ご存じのように、建築分科会、大変大きな問題、たくさんの問題を抱えておりまして、たくさん審議事項がございます。

たとえば、いま温暖化対策という問題が政府の喫緊の課題となっておりますが、社会資本整備審議会ではいま割り当てられている炭酸ガスの削減量が約4,000万トンぐらいでございまして、そのうちの3,500万トンが住宅並びに一般建築物ということで、この委員会に最も深くかかわる部分でございまして、これを見ましてもこの分科会の重みをご理解いただけるかと思っております。

きょうもたくさん案件が出ております。よろしくご審議、ご協力をお願いします。

どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

以降の議事運営につきましては〇〇分科会長、よろしくをお願いいたします。

【委員】 それでは議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず最初に分科会長代理の指名でございます。

社会資本整備審議会令第6条第5項によりますと、分科会長があらかじめ指名することになっております。

私から分科会長代理を指名させていただきます。〇〇委員に分科会長代理をお願いしたいと存じます。

なお、〇〇委員は本日は所用のため欠席でございますが、事前に本人の了解を得ておりますので、この場をかりまして報告させていただきます。

次の議事に移らせていただきます。

本日は、国土交通大臣より社会資本整備審議会に対しまして新たな諮問がございます。

事務局から諮問書及び諮問理由の朗読をお願いします。

【事務局】 お手元の資料2と資料4をごらんいただきたいと思っております。

[資料朗読]

【事務局】 ○○より、建築分科会長に対しまして諮問書の手交をさせていただきます。
よろしく願いいたします。

[諮問書手交]

【委員】 ただいま諮問書をいただきました。

当該諮問事項につきましては、社会資本整備審議会会長より当分科会に審議を付託されております。今後、皆様に慎重なご審議をお願いする次第であります。

ここで○○にごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【事務局】 ○○でございます。

分科会会長をはじめ委員の皆様には平素から、国土交通行政の推進に多大なご協力を賜りましてまことにありがとうございます。

また、本日は大変ご多忙のところご出席をいただきまして深く感謝を申し上げたいと存じます。

さて、首都直下地震などの発生が予測されるだけに、住宅・建築物の耐震化は喫緊の課題になっておりますが、住宅全体の約4分の1の1、150万戸は耐震性が不十分であります。

このため、省内に住宅・建築物の地震防災推進会議を設置をいたしまして、今後10年で耐震化率を9割に引き上げるという目標を設定いたしました。

この会議では、6月10日に、目標達成のため集中的に取り組むべき施策についてご提言をいただきました。

国土交通省としては、明18年度の予算や税制要求に反映させるとともに、耐震改修促進法の見直しなど、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

今回の諮問について、その背景を簡単にご説明したいと思います。

わが国では2006年をピークに人口が減少し、少子高齢化が一層進んでいくと予測されております。

このため、都市の中で高齢者が自立的な生活を送ることができるようにすることが必要であり、また、ストックを有効に活用する観点も重要であります。

これからの都市は、これまでの開発型や拡大型から、既成市街地を再編することによってコンパクトな都市、すなわち歩いて暮らせるまちづくりなどを実現することが必要であると考えております。

また、多くの地方都市では、商店街がシャッター通り化し、中心市街地の空洞化が進ん

でおり、これを再び活性化することが喫緊の課題となっております。

こうした課題に対処するために、建築規制や市街地の整備手法について効果的な施策を確立する必要がありますので、人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方についてご審議をいただきますようお願いを申し上げたところでございます。

このほか、本日は住宅の品質確保促進法による住宅性能表示制度に、防犯の品質に関する事項を追加すること、先般の建築物の壁が崩落した事故などを踏まえまして、新たな課題に対処するため、建築物等事故防止対策部会など四つの部会を設置することなど、検討をお願い申し上げたいと存じます。

終わりに、委員の皆様には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げましてごあいさついたします。よろしくお願いいいたします。

【委員】 ありがとうございます。

なお、〇〇におかれましては、所用のため、ここで退席されます。お忙しい中、ご出席ありがとうございました。

【委員】 それでは事務局より諮問事項の説明をお願いします。

【事務局】 諮問理由につきましては先ほど読み上げさせていただいたとおりですが、資料5-1と5-2に基づきまして補足してご説明申し上げたいと思います。

5-1の1ページ目を開いていただきたいと思います。

左側のグラフは、2006年に人口のピークを迎え、2015年には世帯数もピークを迎えることを示したものでございます。

年齢構成ですが、右に見ていただきますように、65歳以上ないしは14歳以下の人口の比率が97年に逆転をしております、2025年になりますと65歳以上が約3割、14歳以下は1割ちょっとということで、高齢少子化が進むことを示したものでございます。

2ページですが、都市圏の規模、あるいは都市外の非都市圏域での人口推移がどうかということでございます。

右の上から3番目、×印が全国平均でございまして、上の赤と青の重なっているものが三大都市圏と政令市、緑の△がその他の都市圏、茶色の線が右下に下がってきておりますが、これが非都市圏の合計ということでございまして、集積の大きい都市ほど、まだ人口は多少ふえますが、いずれ減少に向かう。

非都市圏の部分はもうすでに昭和50年代から減少が始まっており、これは直線的に今

後も減少していく見込みだということを示しております。

3 ページですが、いわゆるD I D、ヘクタール当たり40人以上居住の地域ですが、高度成長期より、D I Dのエリアはずっと拡大を続けております。

人口減少に伴って収束はしていくと見込まれておりますが、一方、D I D内の人口の密度は、折れ線グラフのほうですが、下がり続けてございます。全体として拡大開発傾向の中で人口密度は希薄化、拡散傾向が続いてきたということが言えるということを示したものでございます。

4 ページ、環境問題、エネルギー問題ですが、左のほうは地球温暖化の二酸化炭素の排出量の推移でございまして、1990年の排出量、点線の部分でございまして、2008年から12年の5カ年平均で6%、この線よりも下に持ってこなければいけないという目標があるということでございます。

右は少し古い研究データでございますが、密度の高い都市ほど自動車移動の量が少なくなるとガソリン消費量が少なくなるという相関を示したものでございます。

5 ページ、中心市街地ですが、青が20万から30万の都市、赤が30万から50万、緑が50万以上の都市でございまして、都市の規模にかかわらず中心市街地、中心部3キロ平方の範囲を取っておりますが、実人口及び市の中に占める人口割合とも、あるいは従業者の数も同様でございまして、実従業者の数、割合とも一貫して減少している。

先ほどのD I Dの拡散、拡大化ということと相まったものと思います。

資料6ですが、平成15年に社会福祉整備審議会の都市計画・歴史的風土分科会で取りまとめられました都市再生ビジョンの要約でございます。

この中で、国富として都市を再生する五つの基本方向ということで、青い色を塗った5項目が挙げられておりますが、この中の一番上に「環境と共生した持続可能な都市の構築」が挙げられております。

内容的には、右の吹き出しにございますように、拡散型の都市構造から集約・修復保存型都市構造への転換、拠点的市街地の重点的整備と合わせ、徒歩生活圏を形成していくというようなことが方向として明確に打ち出されているところでございます。

資料5-2でございます。

去る6月30日に都市計画・歴史的風土分科会に対して諮問がございました。

新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという大きなテーマですが、下をござらんいただきますと5項目の諮問項目がございまして。

この中の1と2、1が人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み、2が中心市街地の再生を図るための広域的な都市機能の規制誘導施策及び、中心市街地への都市機能の集積・誘導施策、主にこの2項目がこちらの分科会の諮問内容と内容的にはかなり重複、連動してくるということをごさいます、先ほどのビジョンも踏まえながら、都市計画・歴史的風土分科会とも連携して、場合によっては合同会議を開催するなどしながら検討・審議を進めていただきたいと思いますと考えているところをごさいます。

以上をごさいます。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容につきましてご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。ご自由にご発言をお願いします。

説明を聞いてパツとご質問も出しにくいと思ひますが、せつかくのチャンスでございしますから、どんなご質問でも結構ですから、よろしくご発言をお願いします。

この諮問の回答の期限の目標は大体いつごろですか。

【事務局】 後で分科会設置のところに出てまいりますが、一応年内めどということで一たんの区切りをつけさせていただければと思ひています。

【委員】 ご諮問の趣旨からしますと、いままでの政策からの転換、言ってみればパラダイムの転換をしていこうじゃないか、その必要があるという認識に立って、今後どうあるべきかということをお諮問すると基本的に理解させていただいてよろしいのでしょうか。

【委員】 私もそのように理解しております。

【事務局】 ご指摘のとおりと存じます。

【委員】 いままで基本的には、用途とか、あるいは容積等をなるべく抑えて広範囲に均衡ある国土の発展を図っていくとか、そういう方向で来たと思ひますが、それを、逆に言えば、用途複合型とか、あるいはできるだけ土地の効率的利用を図っていく、特に効率的なインフラの整備ということも出ていますが、こういう方向でいってはどうかという会議だと理解させてよろしいんですか。

【委員】 はい。

【委員】 ありがとうございます。

【事務局】 大きな方向としてはそのとおりと思ひます。

非常に大きなテーマですし、長期的な視野に立たなければいけませんので、一朝一夕で全部解決ができるということじゃないかと思ひますが、大きな方向はそのとおりだと思ひ

ます。

【委員】 私も成熟化の都市の建築物整備を改めて考えるのは大事なことだと思いますが、1点、非常に抽象的な諮問内容なのでお伺いしたいんですが、建築分科会への諮問は、建築整備のあり方についてでございますが、ほかの分科会等にも、こういうテーマについての諮問はなされているんですか。ここの分科会だけの話なのかということをお伺いしたいんですが。

【事務局】 基本的には、先ほど触れさせていただきました5-2ですが、都市計画・歴史的風土分科会で同じように「人口減少社会に対応した都市計画の枠組み」が大きな項目で出てございます。これと方向を同じくする検討ということで。

いまの2番目のところに中心市街地の問題が出てございますが、とりわけ目の前にある現象として、中心市街地をもうちょっと有効に使えないかという問題意識を私どもも同様に持っておりますので、こちらの分科会と連動して検討させていただくことになろうと思います。

【委員】 諮問の内容についてももう少し具体的に、方向づけの考え方を確認したいんですが。

まずは建築物整備ということで、対象を建築物に限るんでしょうかということが一つです。

たぶん集団としての建築物は入ると思いますが、建築物の整備ということで、いわゆる都市の整備とか市街地の整備は、もう一つの分科会との関連かもしれませんが。

もう一つ、人口減少の問題が、比較的過疎域というか、比較的非市街地に出ている問題と、今回の市街地におけるという、比較的地域を限定しているところ、市街地におけるというのをどの程度諮問の内容に反映しなければいけないかというあたりの、方向性とか合意がまず必要じゃないかと思います。

質問というのか確認事項というのか、とりあえず第1案として、事務局がご提案された内容について確認をとりたいということが趣旨です。

【事務局】 先ほど申し上げましたように、都市計画・歴史的風土分科会と連携してやることの意味ですが、都市計画区域ないしは、準都市計画もこのごろございますが、主として都市計画区域の中の市街地の構造をどうするかという検討の上に立って、その中の建築物整備のあり方はどうかという組み立てが基本になろうかと思っております。

そういう意味で、自然地域の中で建物を建てられる云々ということはあるわけござい

ますが、主としては市街地の、それも中のことが喫緊の課題としてあろうかと思いたすので、とりわけ建築物整備についてはそういう方向の検討になろうと思いたすし、枠組み自体は、先ほど申したように都市計画区域ないしは準都市計画区域の中で視野に入れてやるわけですので、その中で建築物に関する検討事項が出てまいりましたら、そこも審議をお願いすることになろうかと思いたす。

【委員】 資料を読めば、建築物整備となっていますが、建築物の集団としての市街地も当然視野に入っているということによろしゅうございたすか。

【事務局】 その通りでございたす。

【委員】 もう一つ確認したいんですが、いただいた資料の5-1に、人口が大都市集中が起こる、そうでないところはだんだん減っていくという基本的な方向は推移が示されておりますが、言ってみれば、これを加速すべきだと考えていらっしゃるのか、これをならすべきだと考えているのか、そちらのことに関してはこれからの議論でしょうか。それとも方向が決まっているんでしょうか。

【事務局】 これはあくまでも、市街地を構成するいろんな要因があると思いたすが、人口を国勢調査資料に基づいて推計をしたものでございたすので、この推計はあくまでもニュートラルな推計ということございたす。

政策がどうかということございたすが、人口が減るという基礎構造の変化の中でこういうことが見通されるということに対応して、どういう政策をとるべきかということございたして、加速するとか減速するという趣旨は、むしろ人口政策のほうが別途ございたすので、これの変化にもよろうかと思いたすが、私どもの問題意識としては、ブレーキ、アクセルどちらも特にはないということでお考えいただきたいと思いたす。

【委員】 エネルギー問題、CO2問題とかございたして、そういうことからしますと、それから産業構造の問題からしますとも、これが望ましい方向だと私は理解していたす、このへんについて、いや、そうではないという議論があるとだいた議論が違ってくると思いたす。

そのへん一度は議論しておく必要があるんじゃないかと思いたすが。

【委員】 大変重要なお指摘ございたして、この後、分科会で審議されるわけですが、いまの〇〇委員のご意見は、そちらのほうでも審議していただくよう引き継ぎたいと思いたす。

ほかにございたしませんでしょうか。よろしゅうございたすか。

それではありがとうございました。

ただいまの幾つか大変貴重なご意見も踏まえて、今後の審議をお願いすることにいたしました。次回の議事に移らせていただきます。

次の議題は部会の設置でございます。

社会資本整備審議会令第7条第1項の規定によりますと、当分科会の議決によりまして部会を置くことができることになっております。

ここで、部会の設置についてお諮りいたします。

事務局、説明をお願いします。

【事務局】 お手元にお配りしております資料6、部会の設置案をごらんいただきたいと思っております。

現在、分科会のもとには、集団規定のあり方という一つの部会が設置をされておりますが、本日の諮問事項に対応しました部会、これが一番先にあります市街地の再編に対応した建築物整備部会でございますが、これを新たに設置し、今後、年末を目途に、市街地の再編に対応した建築物整備に関する事項についての調査・審議をお願いをしたいと存じます。

また、資料にもございますように、官公庁施設部会、これは昨今の厳しい経済情勢等にかんがみ、より効率的、効果的、計画的に整備を実施をするために、官庁施設の整備のあり方について検討を行うミッションでございます。

次の建築物等事故防止対策部会、これは最近、建築設備あるいは遊戯施設、いろいろな建築に付随する原因によりまして、転倒・転落・挟まれ等々の死傷事故が発生をしております。

原因背景が複合的であり、今後とも予測できない事故の発生が否定できない状況の中で、事故情報について継続的分析を行う、また、重大事故の再発防止を図る観点から設けさせていただきたいと考えております。

次のページをおめくりいただきまして、住宅・建築省エネルギー部会でございます。

住宅・建築分野のCO₂削減目標を確実に達成をするため、現在、国会で審議中の省エネルギー法改正案を踏まえた省エネ基準のあり方等についてご検討をお願いするものでございます。

以上、新たに四つの部会の設置をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【委員】 ありがとうございます。

ただいまご説明のございました部会の設置の可否につきまして、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。それでは、新たに四つ部会を設ける件、ご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、委員の部会の所属についてですが、社会資本整備審議会令の第7条第3項の規定によりますと、分科会長が指名することになっております。

ここで、建築物等事故防止対策部会の所属委員を指名させていただきたいと思っております。

(資料配付)

【委員】 配付させていただきました資料のように、建築物等事故防止対策部会委員名簿のように決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

残りの3部会、官公庁施設部会、建築物等事故防止対策部会、住宅・建築省エネルギー部会につきましては分科会長に一任させていただきまして、後日、指名させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

一部の委員の方には複数の部会に所属していただくことになるかと思っております。この点もよろしく申し上げます。

これは報告事項でございます。よろしゅうございますか。

それでは次の議題に移らせていただきます。

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更にかかわる議決についてであります。

本件は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第4項の規定によりまして、当該基準を変更する場合には、社会資本整備審議会の議決を経なければならないこととなっております。

このたび資料3のとおり、国土交通大臣より、当該変更にかかわる議決が求められまして、社会資本整備審議会会長より、その議決について当建築分科会に付託されました。

これより、この件に関しまして審議を進めてまいります。

この内容に関しまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料7-1からご説明をさせていただきたいと思っております。

住宅性能につきましては、いまお話しございましたように、住宅の品質確保の促進等に関する法律によりまして、性能の評価の基準と表示の基準を定めておりまして、7-1にございますように、現行、構造とか火災時の安全性ということで、9分野につきまして、

住宅の性能の評価を実施しております。

平成12年10月から始めまして、現在、昨年度で16万2,800戸余り、新築住宅の13.7%を占めるまでになっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

今回改正しようとしております性能表示基準及び評価方法基準の概要でございます。

一番下、「防犯に関すること」がメインでございます。9までは、これまでの基準の明確化、合理化でございます。

たとえば9をごらんいただきますと、共用廊下のバリアフリーの基準について記述を明確化する。

現行基準では「共用部分」となっておりまして、共用部分がバリアフリー化されていること。

そうしますと、機械室の部分も入ってまいりますので、その部分をより明確化するものがございます。

防犯に関しましては詳細を7-3以降でご説明させていただきます。

7-3をごらんいただきたいと思います。

住宅性能表示制度における防犯に関する事項の追加でございますが、導入の背景といたしまして、左側のグラフのように、侵入盗の犯罪が非常に平成10年以降ふえてまいりまして、私どもで実施しました性能評価を受けた方々へのアンケートが右の表でございますが、防犯性について追加で入れてもらうとありがたいというのがアンケートの結果ございました。

これまでに講じた施策ですが、共同住宅の設計指針を平成13年に、警察と連携をしまして出しました。さらに14年の10月からは、警察、民間の団体と連携いたしまして、防犯性能の高い建物部品の開発普及に関する官民合同会議を実施しておりまして、右の円グラフをごらんいただきますと、住宅侵入盗が侵入をあきらめるまでの時間は、5分以内にあかないと7割があきらめるということがございまして、それによりまして、実際に5分間の抵抗性能を有することを目標に、いろんな部品につきまして試験を実施して、それを公表しております。

現在、2,600点余り、鍵とかアルミサッシドアなどを公表しております。

2ページをごらんいただきますと、共同住宅にかかわる設計指針の中では、防犯に関して4分野について検討しております。

たとえば周囲からの見通しの確保ということで、監視性能確保、居住者同士の帰属意識とか、コミュニティの問題を取り上げました領域性の強化、犯罪企図者の動きを限定し接近させないということで、接近の制御、4番目として、部材や設備を強化して、被害対象の強化を図る。

今回、防犯性能で追加いたしますのは④の部分でございまして、①から③につきましては、住宅の性能として評価するに知見が未整備である。さらに知見が蓄積されてくれば、順次、評価対象には追加したいと考えているところでございます。

開口部の侵入防止対策の考え方でございますが、これにつきましては、次のページに大きい図面をつけておりますのでごらんいただきますと、開口部を三つのパターンに分けて、aタイプが住宅の出入り口でございまして、たとえば玄関とか勝手口、bタイプは、手が届く範囲の開口部、窓の下端が地上から2m以内のもの、さらにはバルコニーから横に1m以内のものということで出しております。

今回、1mでパブリックコメントをいたしましたら、日本の住宅のモジュールは91cmだから、1mは非常におかしいじゃないかというご意見をいただきまして、90cmに変えております。

そういうことで三つの開口部をパターン分けいたしまして、さらには評価をしない開口部もございまして、人間が入れないような開口部については評価をしないことにしております。

次のページをごらんいただきますと、いま申し上げましたa、b、cの三つの開口部ごとにどういう基準、どういう防犯性能を有したものでつくられているかを評価するものでございまして、たとえば住宅の出入り口につきましてaですが、「左の欄の区分に該当するすべての開口部が、侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である」、「このうちシャッターまたは雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる」「上記以外」「該当する開口部なし」、こういうことで評価をして、10番目の追加分野として追加しようとするものでございます。

7-4がパブリックコメントの概要でございます。

5月27日から6月25日までいたしまして、26人の方から73件の意見をいただきました。

主なご意見の概要と、それに対する考え方がございますので、主なものだけご説明をさせていただきますと思います。

1番から3番が、今回の防犯に対しまして、1番は、センサーの設置も含めた総合的な防犯性能を評価すべきである。2番は、同じように侵入通報装置の設置や侵入通報体制、事が起きにくくする対策ばかりじゃなくて、ほかのこともやることがあるんじゃないか。3番が、たとえば警備会社の防犯システムに入っている場合には、これを評価すべきではないかというようなことでもございました。

これらにつきましては先ほど、最初のところで申し上げましたように、4分野のうち、今回の対策としては1分野で、その他の分野につきましても、知見がたまった段階では追加して入れたいと思いますが、今回はなかなかむずかしいかなと考えております。

5番でございます。

先ほど1mを90cmに変更する意見をいただいたのが5番でございまして、横1mとしますと、モジュールが91cmでやっている日本の多くの住宅では非常に不合理ではないかというご意見をいただきまして、ご指摘を踏まえて原案を修正したものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。15番、16番でございます。

今回は基本的に、先ほど申し上げました官民合同会議で認定いたしました2,600余りのものが使われているか使われていないかということで評価をしておりますが、それに対しまして15番でも、官民合同会議以外の試験方法も評価すべきである、16番は、海外の防犯性能規格に適合した製品にもついても有効として評価すべきであるというご意見をいただいております。

たとえば15番につきましては、もともと住宅性能評価法の中では特別評価方法という、通常の評価方法と違う評価方法をやりたい場合には、特別評価方法の認定という別のルートも開かれてございまして、これを使っていただくといいのではないかと考えております。

海外の防犯性能規格につきましては、海外の防犯性能がどの程度のものかは私どもも知見もございませんし、これにつきましては、わが国で想定される犯罪手口等をもとに試験を行っているものであります、さらに特別評価方法の認定を受けることも可能ですということで変えさせていただきたいと考えているところです。

資料7-5をごらんいただきますと、6月28日に都市再生本部で決定した都市再生プロジェクトでございまして、

防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築のところでも、通称「すすきのから中洲まで」と言っているそうですが、3ページをごらんいただきますと、

2「全国の多様な主体の連携によるトータルな安全・安心まちづくり」の(2)で、住

宅の防犯性能評価システムの開発・普及を都市再生プロジェクトとして決定されたところでございます。

資料7-6、7-7につきましては、性能表示基準と評価方法基準の実物でございます。これは後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明に関しましてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

【委員】 1点、感想のようなものですが、住宅性能表示基準に防犯を入れるのは、消費者としてのニーズからすると、それが大変望まれていたと思いますので、非常に時宜を得た改正ではないかと思います。

もう1点、行政法をやっている立場ですが、パブリックコメントにかけて、かなり、意見を受けて修正しましたという報告がありましたが、今度、行政手続法の新しい改正法の意見公募手続が国会で成立したところですので、まさにこのように意見を公募して、その上で、いろいろな意見が出てきたら、それを勘案して、必要があれば素直に変えていくという姿勢がみられるのは、大変よろしいのではないかと思います。

パブリックコメント手続は形骸化するとよくありませんので、そのような観点から感想を述べさせていただきました。

【委員】 ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。

私から質問ですが、ここまで詳しく資料が整備されたのは、いままでどこかの分科会で審議したんですか。この変更内容に関しまして。

これは事務局でつくられた検討内容でございますか。特に分科会を開催したわけじゃないんですね。

【事務局】 勉強会はやっておりませんが。

【委員】 その勉強会は、どのような勉強会ですか。

【事務局】 専門の先生方にもお入りいただき、私ども事務局と一緒に勉強するという形の勉強をしておりました。

【委員】 どうもありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

【委員】 感想じみた意見表明になるかもしれないんですが、新しく、安全・安心のための一つの施策ということで、私も非常にいい提案だと思いますが、新しい防犯製品が出たときには官民合同会議で認定するんですか。

【事務局】 性能の試験は別として、合格すると認定されて追加されます。

【委員】 一般の市場に出たときに、どういう建築物がどういう性能を持っているかという意味での性能表示の一環に加えられると思いますが、言葉は悪いですが、安全・安心に関するテクノロジーは日々変わりますね。

防犯も、言ってみればイタチごっこみたいなもので、あるときに認定されたものがどの程度有効なのか、ある時期に有効だと思われていた技術、製品を解除するのか、それとも定期的に見直しをされるのか、それがないと、ちゃんとした性能を持っているということういつまで保障するか、保障ができないんじゃないでしょうか。

【事務局】 変更、追加は結構頻繁に行っておりまして、前回の4月27日現在で2,600点余りと申し上げましたが、今月中にも追加の公表をする予定にしております。

変更につきましては、そういうことで頻繁に行っているということ。

性能が確保されていることの担保でございますが、防犯フィルムがございまして、防犯性能がないのではないかという疑義がある商品がございました。

それにつきましてはもう一度再試験をするということで、その間、公表リストから外しまして、そういうような事後対策もとらせていただいているところでございます。

再試験の結果は合格ということで、改めてリストに追加するというのもございました。

【委員】 逆に、相手方のテクノロジーの進歩に対して、いままで担保されるに至った性能が、次の時代にも担保されるかということが2番目のご質問だったんですが。

【事務局】 この会自体は、警察と私どもと色々な業界団体と一緒にやっております、ご指摘の点は今後の課題なのかなと考えております。

【委員】 これに反対するわけじゃありませんが、防犯がずっと進んできて、われわれがいま困っていることが起こりまして。

いまわれわれは世論調査をやりますと、特にマンションは、調査をすることを全く受け付けないことから、中に入れませんから、拒否されるんですね。

国土交通省も今年は大規模な調査をやりますが、たとえば世論調査でもそうですが、公的な調査をやっているのが、見分けをつけられずにみんな拒否されてしまうというのがわれわれが困っていることで、特に大都市のマンション、高級マンションになればなるほど

調査ができないということで、世論の結果にバイアスがかかってきてしまうという問題が明らかに出てきている。

中の人でもコミュニティのセンスもないしということもあるのが困るなあと。

これとは直接関係ない、感想ですが、それが一つ。

わが家で実際起こったケースを言いますと、おふくろが一人で住んでいて、セキュリティのシステムをかけて、倒れて、助けてくれと言われたけど入れないんです。まず警報を解除してもらってから始めないと。

夜中にそうなる、自分の家に入れられないという状況がかなり出てくることもお考えおきいただけるとありがたいと思います。

【委員】 ありがとうございます。いまはコメントということで承らせていただきます。

【委員】 今回の防犯性能の規定をされるというのは、私もかねてから心配になっていたもので、大変結構なことだと思いますが、強いて言えば、ないところに、何らかの表示制度を設けられたという意味ではずいぶんの進歩という意味でいいんですが、決め方が、きょう、これだけの膨大な資料を突然出されて、これでイエスかノーかというのは少し急ぎすぎかなと。

ただ、防犯性能ですから、ないところから、何かあるというのは非常に結構なことで、それ以外のさまざまな規定に関して、今後こういうことが出ると、少なくとも、たとえば事前に資料を配付していただくとか、あるいは、一度ここでかけられて部会です、あるいは再度開くということにさせていただかないと、ここでは判断がしにくいと思います。

今回の防犯性能は一步前進とか十歩前進ということで結構だと思いますが、ここでの決め事の改良をお願いしたいと思います。

【委員】 ありがとうございます。まことにごもつともなご指摘かと思えます。

【事務局】 以降、気をつけたいと思います。

【委員】 ほかにございませんでしょうか。

私から一言、住宅性能表示制度の中長期的な課題としまして、項目が10ですか、そういう場合に項目間で、場合によってはトレードオフが起きる可能性があるわけでございますね。

それに関しまして、総合的にどうかという展望が出せるのかどうか。

長期的で結構ですが、少し視野に入れておいていただけるとありがたいと思います。

ユーザーから、たとえば全部一番いいランクで選んだけれども、トータルとしていい住宅なのかという疑問は出ているわけで、当然、国交省もご存じのはずだと思いますが、長期的にご検討をいただければ幸いです。

【事務局】 わかりました。

【委員】 ほかにございませんでしょうか。

きょうご説明いただきました、国土交通大臣から示されました日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更につきまして、原案のとおり、建築分科会として議決することにしたしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【委員】 ありがとうございます。

それではご賛同をいただきましたので、そのように決定いたします。

ただいま議決していただきました日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更につきましては、その旨、社会資本整備審議会会長に報告させていただきます。

次に事務局から報告事項の説明をお願いします。

【事務局】 まず私から、参考資料1に基づきまして、これは本当の報告でございますが。

一昨年、昨年、建築分科会でご議論いただきました建築物のストック対策について昨年6月に法改正がなされたわけですが、この6月1日にその施行がなされたという報告でございます。

資料でおつけしていますのは、いわゆる施行通達、現在は技術的助言とっておりますが、その内容、それから12ページをおめぐりいただきますと、これもガイドラインですが、既存不適格建築物に対する勧告あるいは是正命令制度についてのガイドライン、20ページをおめぐりいただきますと、今回の改正におきまして、増改築等々について全体計画を認定をした上で、段階的に改修を行うスキームができたわけでございますが、全体計画の認定にかかるガイドラインも作成をいたしまして、行政庁等に配付をしているところでございます。

施行に関しましては以上でございます。

【事務局】 お手元の参考資料2でございますが、先ほどの〇〇のごあいさつの中にもございましたけれども、住宅・建築物の地震防災対策、非常に喫緊の課題になっているということで、ことしの2月に、前の建築分科会長の〇〇先生に委員長になっていただきまして提言を取りまとめていただきました。

資料 2-1 でご説明させていただきます。2-2 は提言の本文でございますので、後ほどお読みいただければと思います。

2-1 にございますとおり、まず最初に、今回の提言の中では、今後 10 年間の住宅建築物の耐震化の目標を決めようということで、住宅につきましても、現状の 75% から 9 割、特定建築物と言いまして、学校、病院等々、多くの方が集まる建築物につきましても 75% から 9 割まで、今後 10 年間で耐震化率を引き上げていこうという目標を設定させていただいております。

なお、住宅の目標につきましては、3 月に決まりました中央防災会議で検討されました地震防災戦略の中で、具体的な目標として設定をされております。

こういった目標を達成するために、かなり大がかりにいろんな施策を講じて耐震化を進めていかなければいけないということで、そのための具体的な対策が 2 に提言としてまとめられておりまして、まずは支援策を充実していこうということで、1 点目は、現在の相談体制が非常に不十分だということで、全国の市町村において相談窓口をつくり、その中できちんとした相談体制をつくっていこうというのが 1 点目でございます。

2 点目としては具体的な助成ということで、これまでいろんな補助、交付金制度の充実を図ってまいりましたが、こういったもののさらなる充実と、来年度に向けまして、これまで耐震改修につきましては、長期のローンを組んだ場合のみ税金の控除をする仕組みになっていましたものを、ローンを借りない場合も含めて、税制を抜本的に見直すべきであるというご提言をいただいております。

所得の非常に低い方につきましては、低コストの耐震改修工法を開発して、場合によっては直接耐震改修工事を実施するという事も検討すべきであるということをお願いしております。

二つ目の大きなテーマとして、法制度の見直しということで、2 ページ目のイメージ図を見ていただきたいと思いますが、阪神大震災の後に耐震改修促進法という法律をつくりましたが、これは、多数の方が集まる建物について耐震化を進めるのが主目的になっておりまして、住宅につきましては特段の措置を講じていないということでございましたが、今後対策を充実するという意味で、住宅につきましても、密集市街地とか、あるいは避難路にあるということで迷惑がかかるような住宅につきましては、たとえば耐震改修をしなさいという指示ができるようなことも含めて対策を強化すべきであるということ。

事務所とか賃貸住宅につきましては、これまでは単なる指導・助言であった部分につい

て、指示とか、それに従わない場合は公表するということ。

不特定の方が集まるような百貨店あるいは学校のようなものにつきましては、耐震診断あるいは改修の義務づけを含めて強化をするということ、更にこうした対策を具体的な目標として推進する仕組みを整備すべきであるというご提言をいただいております。

その下にございますが、建物の取引といいましょうか、賃貸の場合も含めて、そういった場合には耐震性の状況、耐震診断をしたかどうかも含めて、たとえば重要事項説明の中で説明をすることも含めて情報提供する仕組みを検討していくべきではないかというご提言をいただいております。

そのほか、所有者に対する普及啓発ということでハザードマップの作成、あるいは町内会などを通じて進めていくことを支援していこうというようなこと、専門家、事業者を育成していくこと、中越地震とか福岡西方沖地震でも問題になりましたが、宅地の問題、ブロック塀あるいは窓ガラスの問題、エレベータの閉じ込め事故、こういったものに対してもきちんとした対策をとるべきではないかというご提言をいただいております。

それから耐震化ということにもつながりますが、地震の際の復旧という観点から、地震保険をもう少し普及すべきではないかということで、一つは現行の割引制度が、耐震診断を、あるいは耐震改修をしても割り引きにならないという問題もございますので、そういったものについての割引制度の導入とか、あるいは耐震化率が向上してきていることを踏まえまして、保険料率を適正なものに見直していく、割り引いていただくことについて検討すべきではないかということ、その他いろんな普及活動を積極的に推進していくべきではないかというご提言をいただいております。

これらを踏まえまして私ども、来年度の予算あるいは税制改正要望に向けて、具体的な中身を詰めてまいりたいと思っております。また、法制度につきましても、必要な見直しについて早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

以上、報告事項二つでございます。

ここで事務局からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

【事務局】 分科会の委員の先生方には、大変短い時間でございましたが、稠密なご議論をいただきましてありがとうございます。

冒頭、新たに分科会長をお引き受けいただきました〇〇先生のごあいさつにもありまし

たように、この分科会が抱えます課題は非常に多岐にわたっておりまして、また、国民の皆様のご関心も高いものばかりでございます。

そういうこともありまして、最初の、部会の設置という点につきましては、非常にたくさんの方の部会を設置していただいたわけですが、課題に応じて専門的にご議論を深めていただく事柄もあります。

何よりも、政策的に一番正面の大事な課題は市街地整備部会でございます、今回、諮問にかかわる課題でございます。

大都市、地方の都市を問わず、都市の真ん中に近い大事な区域をきちんと利用していくという、都市の再生の課題につきましては、きょうご出席いただいております森委員の長い間のいろんなご尽力もありまして、小泉内閣の戦略的課題として位置づけられてきているわけですが、その中で、大都市といえども、これから20年、30年すれば人口が減っていくということを見越して、きちんとめりはりのつく形で、稠密な中心市街地をつくっていくという課題が、正面の課題として掲げられているわけございまして、先ほど担当からもご説明しましたように、都市計画分科会と一緒にございまして、この課題に取り組んでまいります。

来年の通常会には、必要な法制も整備する形になっていくと思っておりますので、必要に応じて、都市計画分科会と建築分科会と一緒にご論議いただく機会も設けた上で、都市計画の大枠と、市街地の建築物の整備のあり方について間違いのないように方向性を定めていただきたいという気持ちでいるわけでございます。

先ほどお認めいただきました住宅性能表示基準でございますが、これはまだ制度としては緒についたばかりでございますが、住宅政策のマーケットをオリエンテッドに変えていって、きちんといい住宅が、市場を通じて国民の皆様の手へ渡るようにという課題を設定しますと、一番大事な市場のインフラの一つでございます。

緒についたばかりなので、いろいろご意見を伺って、これを研ぎ澄ましていかなければいけないということをお考えをございまして、きょうの安全の性能基準につきましても、そういう観点からお認めいただいたわけでございますけれども、これからはさらにいろいろな項目、それから既存住宅の性能表示、評価方法のあり方等についても課題がたくさんございまして、順次お諮りしながら政策を前に進めていきたいという心構えをございまして、引き続き委員の先生方にはどうぞよろしくご指導くださいますようお願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

【事務局】 次回の分科会日程あるいは各部会の開催日程につきましては、委員の皆様方と今後日程調整の上、後日ご連絡を申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員】 本日は雨の中、皆様ご参集いただきましてありがとうございました。大変貴重なご意見ありがとうございました。

以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきます。